

とちぎの地元の酒で乾杯を推進する条例のあらまし

(平成 26 年 1 月 1 日施行)

栃木県産業労働観光部工業振興課

1 条例の目的

- ・ とちぎの地元の酒の普及
- ・ とちぎの地元の酒が紡ぐ人と人との交流の促進
- ・ 県内の酒造業その他関連産業の発展
- ・ 地産地消の促進
- ・ 郷土を誇り愛する社会的機運の醸成

2 対象となる酒類

本県で製造された酒類（ビール、発泡酒、清酒（日本酒）、果実酒（ワイン等）、焼酎、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、リキュールなど）及び本県で生産された原材料を使用して生産された酒類

3 県の役割

県は、とちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒の普及促進に取り組むよう努める。

4 事業者の役割

とちぎの地元の酒の生産に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、とちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒の普及促進に主体的に取り組むとともに、県及び他の事業者と相互に協力するよう努める。

5 県民の協力

県民は、県及び事業者が行うとちぎの地元の酒による乾杯を推進することによりとちぎの地元の酒を普及促進する取組に協力するよう努める。

6 配慮

県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮する。